

第2号様式(第10条関係)

令和 6 年 7 月 24 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 上原 快佐



(令和6年度政務活動費に係る収支報告について)

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費收支報告書

議員名 上原 快佐

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費	32,690	ガソリン代
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	31,731	赤旗4・5・6月分 沖縄タイムス4・5・6月分 琉球新報4・5・6月分
事務所費	91,227	家賃4・5月分 電気料金4・5月分
事務費	20,685	インターネット料金
人件費		
合計	176,333	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 273,667 円

統一樣式 - ①

経費区分別支出一覧表

經費區分 調查研究費

領 収 証

R6年6月13日

上原カイサ 殿

領収金額		百万	半	6	千	5	百	8	十	4	円
------	--	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(摘要) カーリー什として
 (3・4・5月分) (その他) 円

上記金額正に領取致しました。
 ※消費税には地方消費税が含まれています。

担当者印



- 現金
小切手No.
振込

150616501

- 充当割合 全額充当 政務活動のため
- 充当額 65,841 円



200

T3360003001618
 安里バイパス給油所

〒902-0066 那覇市大道75
 電話(代表) 887-7712・886



上原 恰佐 議員

統一樣式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分

資料購入費

資料購入費

4,427円×3カ月=13,281

- ・充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・充当額 13,281 円

上原 快佐 様

しんぶん
赤旗

2024年4月分

4,427円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
℡ (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象 4,099 円(税抜) 消費税 328 円

10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

領収年月日
7/4



日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

上原 快佐 様

しんぶん
赤旗

2024年5月分

4,427円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
℡ (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象 4,099 円(税抜) 消費税 328 円

10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

領収年月日
7/4



日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

上原 快佐 様

しんぶん
赤旗

2024年6月分

4,427円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党南部地区委員会
℡ (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10

8%対象 4,099 円(税抜) 消費税 328 円

10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

領収年月日
7/4



日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

資料購入費

3,075円×3カ月=9,225円

- ・充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・充当額 9,225 円

琉球新報購読料		
4月分	6- 5- 7 振出	*3,075シンホウ04カツフウ
5月分	6- 6- 5 振出	*3,075シンホウ05カツフウ
6月分	6- 7- 5 振出	*3,075シンホウ06カツフウ

3,075円×3カ月=9,225円

- ・充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・充当額 9,225 円

沖縄タイムス購読料		
4月分	6- 5- 7 振出	*3,075タイムス04ツキオキナワタイ
5月分	6- 6- 7 振出	*3,075タイムス05ツキオキナワタイ
6月分	6- 7- 8 振出	*3,075タイムス06ツキオキナワタイ

統一樣式 - ①

経費区分別支出一覧表

經費区分 事務所費

事務所費

家賃		
4月分	6- 4- 8 振出	*41,294 家賃
5月分	6- 5- 7 振出	*41,294 家賃

4月分・5月分

- ・充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・充当額 82,588 円

電気料金		
4月分	6- 4-30 振出	*3,185 オキナワテレホリヨク 4ツキ
5月分	6- 5-29 振出	*5,454 オキナワテレホリヨク 5ツキ

4月分・5月分

- ・充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・充当額 8,639 円

事務所費充当状況申告票

議員名

上原快佐

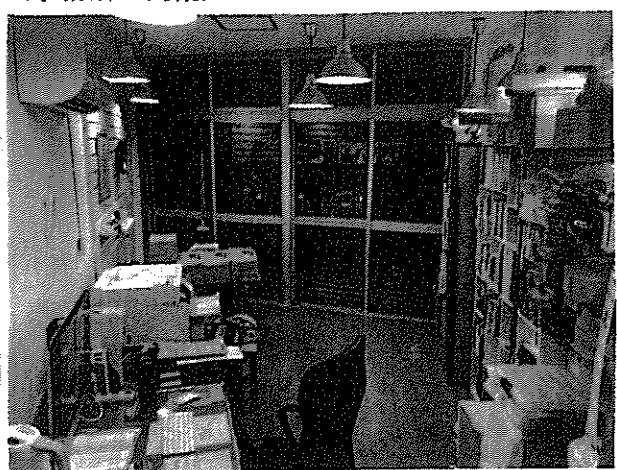
1. 事務所の状況

住所	沖縄県那覇市銘苅1-14-19福原ビル101
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明 :

主に政務活動に使用している為。

(関係経費)

家賃(月額)	40,000 円
その他	水道料金 1,294 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	40,000 円
その他	水道料金 1,294 円
	円

※家賃と水道料金込みで支払い

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上原 快佐



統一様式-②

事務所概要申告票

議員名

上原快佐

1. 物件の所在

住所	沖縄県那覇市銘苅1-14-19 福原ビル101
電話番号	098-969-0840

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 貸借事務所
・賃貸借契約先 [合資会社 福原商会 福原朝誠]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上原 快佐



賃貸人

氏名

(合資会社)

福原商会 福原朝誠

住所

那覇市銘苅1-14-19

店舗・事務所賃貸借契約書

福原ビル 101号室

自 平成 29 年 8 月 26 日

至 平成 31 年 8 月 25 日

賃貸人 合資会社 福原商会 福原朝誠

賃借人 上原 快佐

沖縄県那覇市泊2-7-13 302号
株式会社 ホープ住

店舗・事務所賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物、契約期間、賃料等

物件名	福原ビル		
所在地	〒 那覇市銘苅1-14-19	戸	戸
構造	鉄筋コンクリート	造	3階建
面積	16.5 m ² (5坪)		
部屋番号	101 号室		
契約期間	始期 平成 29年 8月 26日から 終期 平成 31年 8月 25日まで	2年間	

家賃(月額)	40,000円	建交換	8,000円
駐車場	2台込	保証料	32,000円
敷金	40,000円		
礼金	40,000円		
振替手数料	100円		
			40,000円を甲に預け入れるものとする。
原状回復工事費用 : 実費精算			
上記家賃等は、毎月1日に当月分を支払うこととする。口座振替の場合は、毎月7日とする。 ※振替日が、土・日・祝祭日の場合は、翌営業日です。 よって、その前日までに現金がない場合、残高不足になり振替処理ができませんのでご注意下さい。 その場合、当社指定口座に振込下さい。 (振替手数料又は、振込手数料は入居者負担となります。)			
振込先	銀行名 支店名 口座種別 口座番号	口座名義人	口座名義人
	琉球銀行		琉球銀行
	沖縄銀行		琉球銀行

(2)借主及び同居人

続柄	氏名	年齢	勤務先又は学校名	連絡先
本人	上原 快佐	55歳	那覇市議会	090-1709-6308

(3)貸主及び管理人

貸主	氏名 合資会社 福原商会 福原朝誠 住所 〒 那覇市銘苅1-14-19
管理会社	氏名 株式会社 ホーブ住宅 住所 〒 902-0012 那覇市泊2-7-13 サンハイム泊302号

賃貸人 合資会社 福原商会 を甲とし、 賃借人 上原 快佐 を乙として、
甲の委託管理者株式会社ホーブ住宅を丙として、表記の物件(以下「本物件」という)を次の通り
賃貸貸借契約書を締結する。
この契約の締結を証するため契約書2通を作成し、当事者証名捺印のうえ甲乙各1通を保有する。

第1条(目的) 甲の所有する本物件を、以下の約定にて乙に貸貸し、乙はそれを賃借する。

第2条(契約期間及び契約手続) 本契約期間は、表記の契約期間のとおりとし、甲及び乙
は協議の上で本契約を更新することができる。

第3条(契約の更新) 前条の賃貸借期間満了の場合において、甲乙から何等申し
出がない場合は、同一の条件で更新されたものとする。

第4条(家賃及共同使用料の支払い義務) 月額家賃は表記の通りとし、
毎月末日迄に当該金を甲の指定する方法で支払うものとする。

- (1)賃料等の入金方法: 自動振替でなければならぬ。ただし、甲が承諾をした場合、
若しくは期日までに入金できなかつた場合、甲の指定する口座に振込むものとする。
- (2)賃料等の入金時に係る自動振替手数料、振込手数料は、乙の負担とする。

第5条(敷金) 乙は敷金として金 40,000円を甲に預け入れるものとする。

- (1)本契約満了後過去時の敷金返還額は敷金の 0% を差し引いた額とし、
本契約成立後 2 年以内に退去する場合は、契約金として敷金の 50%
を差し引いた額を返還する。
- (2)敷金の返還は乙の本件貸金の返却後、検査、見積り後とする。その際、下記の金額
を別途請求する。
 ①未納の家賃 ②補修費実費(若しくは見積額) ③その他の負担すべき費用
 (3)乙は前項の場合以外、敷金をもって本契約に関する支払いに充当する事は
できない。敷金には利息を附さないものとする。

第6条(連絡付属設備等の取扱)

- 乙は、本物件に接続管、看板等の掲示、冷暖房機取り付け、その他、全て現状を変更する工事を行つ時は、事前に、甲の承認を得なければならない。
- 第7条(立ち入り点検) 甲、またはその代理は建物の保全、防火、防犯、救護等に關し、必要ある時は
本物件内に立ち入り、必要な措置をすることができる。この場合、乙は甲に全面的に協力しなけれ
ばならない。

封
印
済
寧

第8条（賃損等による賃貸責任）

乙、またはその関係者が、本物件、その他付属物並びに、共用部分を毀損または、滅失した時は、乙は甲に対し、直ちにその旨を通知し、この回復に要する損害を賠償しなければならない。

第9条（乙の修繕費負担）乙は契約期間中及び退去時には次に掲げる費用を負担する。
水洗便器、洗面器、鏡、シャワー器具、流し台、電気設備、厨戸、ドアーム、ペランダの開仕切板、窓ガラス等備品の故障、破損、汚損による修繕費用、その他修理取り替えの費用は乙の負担とする。

第10条（契約の解除）

乙が、下記の場合の1つに該当した時は、甲は何等の通知・催告を要しないで、直ちに本契約を解除して、乙に対して明け渡しを求める事ができる。
(1)1ヶ月以上、賃料及び、共益費、水道料の支払いを怠った場合。
(2)賃料及び、共益費、水道料の支払いを怠ると甲が判断したとき。
(3)乙またはその使用人、及び乙に関わる者が反社会的認められた団体(暴力団、過激な政治活動集団)関係者であり、また近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があつたとき、甲及び近隣に迷惑となる行為をしたとき。
(4)遺物及び、その周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行つたとき。
(5)無断で本物件から退去した時、または正当な事由なく1ヶ月以上本物件を使用しない時。
(6)乙が甲の書面による事前の承諾無く本物件を第三者に転貸し、または該賃借権を譲渡した時。

第11条（危険物等の搬入・保管）

(1)乙は、本建物または、本物件内に危険物または重量物を搬入するときは、あらかじめ、甲に承諾を得なければならない。

(2)乙は、本物件を宿泊の用に供してはならない。

第12条（解約の事前通知）

乙は契約期間中であつても、甲に対して、1ヶ月前の予告を以って、本契約の解約をすることができる。但し、予告に替え、1ヶ月相当額を甲に支払、同時に解約することができる。

第13条（代表者等の届出・変更通知）

(1)乙は、この契約締結後直ちにその代表者(法律上または事实上本物件を使用するまたは支配する責任者を含む。以下本条において同じ)を書面により甲に届けるものとする。
(2)前項の代表者に変更があつたときは、乙は直ちにその旨を書面上により甲に通知しなければならない。

第14条（明け渡し）

本契約終了と同時に乙は、次の通りに従つて賃借物件を明け渡すものとする。

- (1)乙は退去にどちらも電気、ガス、水道等の代金精算手続など、鍵の返還をすみやかにおこなうこと。
- (2)乙はこの費用により、新設、付加した諸造作、設備、及び乙所有の物件を乙の費用を以つて収去し、現状に復すとともに、建物内外の清掃及びゴミ、汚物などの撤去処理をして明け渡す事。
- (3)乙が賃借物件を現状に復さない時は、甲は自ら諸造作設備等を収去し、その費用は乙が負担する。
- (4)乙が賃借物件を明け渡した後、残置した物がある時は、その所有権を放棄したもどしみなしして、甲は任意にこれを処分することができる。
- (5)本契約終了と同時に、乙が賃借物件を明け渡さない時は、本契約満了の翌日から起算して明け渡し完了に至るまでの賃料(2階相当部並びに、電気、ガス、水道代金等)を、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第15条（乙の退去）

乙は本契約を解除し、賃貸を退去しようとする時は、退去しようとする日の30日前に丙に予告しなければならない。尚、30日前に予告がない場合は家賃の1ヶ月分相当額を損害金として甲に支払うものとする。

- (1)本契約における退去とは次に掲げる事項を完了した時をいう。
 - (イ)乙及び同居者すべての者の退去
 - (ロ)乙のすべての家財、物品等の搬出
 - (ハ)建物内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去処理
- (二)退去にどちらも電気、ガス、水道代金清算手続を、及びその領収書の提示と鍵の返還(乙が作成したカキも全部返却するものとする)
- (2)乙は賃貸を退去の際に、移転料、立退料等の請求ならびにこの付加した造作物その他のについて賃取り等の請求をしてはならない。

第16条（連帯保証人）

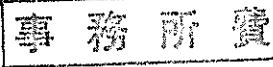
連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係わる一切の債務につき、乙と連帶して履行の責を負うものとする。

- (1)連帯保証人は、乙と連携して合意更新・法定更新にかかるわらず、本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担する。
- (2)連帯保証人が死亡、又は解散した時は、乙は直ちにその旨甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。その他の甲に於いて必要とする時に乙は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。
- (3)乙が行方不明等により連帯保証人が連帯保証人にすべてを一任したもののみなし、甲は連帯保証人と共にすべての処置を行なう。

第17条（火災保険の付保）

- (1)乙は、自己加入で保険会社に加入しなければならない。

第18条（紛争処理） 本契約について甲乙双方は紛争の発生を避けるように努めなければならぬ。尚、紛争が発生したときの訴訟は、甲の所在管轄裁判所にておこなうものとする。



念書

(付記文項)

- 1.乙が賃料等を10日までに支払いが無い場合は、保証会社に立替依頼するものとする。
 2.乙は契約の条件として、自己加入で火災保険に加入せねばならぬ。本契約更新時は
 は必ず火災保険をかけて更新するものとする。
 3.乙の費用により、新規、付加した販造作及び乙所の物件全戸い取の請求料などをものとする。
- 4.記述の是正料金を支払す。しかし更手は甲の了解を以て支払るものとする。
- 5.万一部屋記が出来なかつた場合は、乙が認可を受けるか甲に無償で強制するものとする。

株式会社 ホープ住宅 殿

1. 私は、別紙「賃貸契約書」にもとづく家賃支払いについては、当月分を毎月10日迄に、賃貸人の指定する方法にてお支払い致しますが、万一支払い遅れると共には、必ず貴社まで連絡いたしますとともに、延滞損害金、留保料、集金手数料等を負担致します。
2. 家賃を7日以上滞納し、その旨の連絡を怠った場合は、貴社において、
 効告書のドアへの貼付、「連帯保証人」及び「身内」等への連絡が行われても、
 私は絶対異議を申しません。
3. 家賃を1ヶ月以上滞納した場合、貴社において、「契約の解除」と同時に「室内の立ち入り確認」及び「鍵の交換、封鎖」、「給水停止」等が行われても私は絶対に異議を申しません。
4. 家賃を2ヶ月以上滞納した場合、貴社において、「強制明け渡し」の手段をとられても、私は絶対に異議を申しません。
 また、「強制明け渡し」に伴う家財道具その他の物品の処分については、その全ての権限が貴社にありますことを予め了解いたしました。
5. 上記の「強制明け渡し」及び「敷金精算金」「清掃費」「書類作成、郵送料」等一切の費用は、すべて私が負担いたします。
6. 賃借人の「連帯保証人」である私は、上記の1から5までの事項を了承するとしても、
 に連帯保証人としての義務を隊行するため、賃借人の家賃滞納その他に責任をもつことを誓ります。
 金等の債務の履行に關し、完全に解決するまで、絶対に責任をもつことを誓ります。
 当社支払い日までに支払が無い場合は、家賃保証会社に立替支払いをしていただきます。

当該物件 福原ビル 101号

賃借人

平成 29 年 8 月 26 日

電話

実印

連帯保証人

連帯保証人

電話

実印

連帯保証人 住所

氏名

勤務先名

連帯保証人 住所

氏名

勤務先名

電話

実印

連帯保証人

連帯保証人

電話

実印

連帯保証人

連帯保証人

電話

実印

連帯保証人

連帯保証人

電話

実印

確認書

入居者の方へ

家賃、入居時、解約時、退去時ににおいては、次のことにご注意ください。

退去時は

1. 退去される場合は必ず30日前に御連絡下さい。30日に満たない場合は、連絡のあつた日より1か月分の家賃を申し受けます。尚、鍵の返却日が退去日となりますので退去了しただちに返却下さい。

2. 退去日までに、必ず下記の事項を済ませて下さい。
・電気、ガス、水道は必ず退去日までに開栓、及び料金の支払いを確実に済ませて下さい。

・新聞の配達停止連絡。

3. 鍵は入居時お渡し済の鍵を必ず返却下さい。もし、紛失、及び他の鍵の返却の場合、鍵一式新調えしますので実費負担をお願いします。

敷金の返還は

1. 賃借人の都合により 2年未満に解約する場合は契約違約金として金 50% がかかります。
2. 2年以上経過後に解約する場合は金 0% を償却費として差し引きます。
3. 退去時の清掃費、量の差替え及び汚損、破損部分の補修費は実費負担とし、償却費
3. 退去金には含まれないものとする。

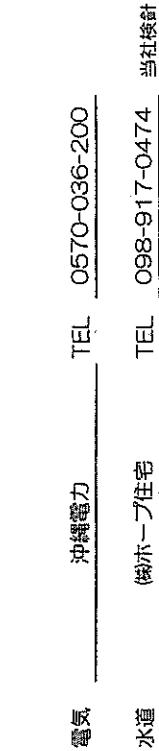
退去時

家賃の支払いは

1. 10日までに支払いが無い場合は、保証会社に立替依頼しますので、10日以降の家賃の支払いに関しては、保証会社に支払いお願い致します。
※ 保証会社の支払い規定に従つて支払いして下さい。



入居時



退去される場合は必ず30日前にご連絡ください。30日にみだない場合は、連絡のあつた日より1ヶ月分の家賃を申し受けます。尚、鍵の返却日は退去日となりますので退去了しただちに返却ください。

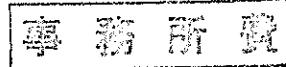
自去日までに、必ず下記の事項を済ませてください。

- (1)電気、ガス、水道は必ず退去日までに開栓、及び料金の支払いを確実に済ませ、
領収書を添付して下さい。

(2)室内の清掃、ゴミ処理。

- 3.鍵は入居時お渡済みの鍵、また作成された鍵の全てをご返却下さい。もし、紛失、及び他の鍵を返却の場合は、式新調えいたしますので実費負担していただきます。

- 4.郵便局には転居届けを出して、転送依頼をして下さい。



重要事項説明書

4.賃貸契約の種類・期間

賃貸借の種類	普通 <small>人、店</small>
契約期間	平成29年8月26日から平成31年8月25日まで

5.法令に基づく制限の概要

新住宅市街開発法・新都市基盤整備法・流通業務市街地の整備に関する法律・農地法 制限の概要

下記の不動産について、宅地建物取引業法35条の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要な事項ですが、十分理解されるようお願いします。

なお、説明内容があらかじめ印刷されている事項がありますが、そのうち〇で囲まれた部分が下記不動産に該当する説明です。
〇で囲まれてない部分や抹消されている事項は、関係ありません。

宅地建物取引業者名・宅地建物取引士

商号又は名称	株式会社 ホーブ住宅	代表者の氏名	新田一雄
主たる事務所	沖縄県那覇市泊2-7-13	電話番号	098(917)0474
免許証番号	第三種店舗業者登録番号 G第474号	免許年月日	昭和58年4月6日
※当業者は消費税法に基づく免税・認定業者です。			

説明をする宅地建物取引士氏名
業務に從事する事務所 商号又は名称
事務所所在地

株式会社 ホーブ住宅 098(917)0474
沖縄県那覇市泊2-7-13 サンハイム泊302号

1.物件・貸主等の表示

名称	福原ビル	所在	那覇市銘苅町1-14-19	1階	101号
権利者	店舗 (営業用ビルト)造	階数	3階	床面積	16.5m ²

交通	階段	バス停	()まで徒歩
貸主(仮貸人)	氏名 合資会社 福原商店	住所 那覇市銘苅町1-14-19	□

管理の委託先	氏名(商号又は名称) 株式会社 福原商店	住所 那覇市泊2-7-13	302号	098(917)0474
--------	-------------------------	---------------	------	--------------

2.建物登記簿に記載された事項

所有権にかかる権利に関する事項			
差押え登記・その他(無)	抵当権	その他(有)	

3.賃貸条件

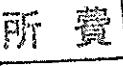
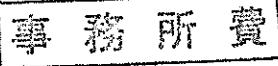
賃料	￥40,000円(共益費)	管理費	￥0円	支払時期・方法	毎月7日に当月分を引落しか1日に振込
敷金	40,000円	礼金	40,000円		
敷金等の精算に関する事項	①満額家賃・損害金に充当する ②賃料のうえ更新することができる	②精算方法(契約書に準ずる)			
更新に関する事項	①賃料のうえ更新することができる	②その他(契約書に準ずる)			
用意割引	店舗	ベット不可・ピアノ不可・その他(契約書に準ずる)			
利用の制限					

14.その他

本物件に既に抵当権が設定登記されている場合には、貸主は、その抵当権が、米行され競売になり買受人から手渡しを求められたときには、6ヶ月以内に明け渡さなくてはならないことになります。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての清算は、買受人に求められることになります。(元の貸主には請求できません。)

以上の重要事項について宅地建物取引士から宅地建物取引士證を提示のうえ説明を受け受領しました。
したがって、契約成立時に、媒介報酬額 ￥40,000円・消費税 ￥3,200円を支払うことを承諾しました。

平成 年 月 日
借主 (住所) 那覇市大通 236-202
(氏名) 上原 快佐



統一様式 - ①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

事務費

4月分・5月分

- ・充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・充当額 20,685 円

インターネット料金		
4月分	6- 4-25 振出	*7,858KDDIリヨウキン
5月分	6- 5-27 振出	*12,827KDDIリヨウキン
:		